

フェロシルトって何だろう

【フェロシルトとは】

軽くて錆びなく堅いチタンは白色顔料として冷蔵庫や車の塗料，眼鏡のヘレームやゴルフクラブとして使われています。そのチタン製造工程で発生する廃硫酸は炭酸カルシウムや消石灰で中和して硫酸カルシウム（石膏）となり，フェロシルトにします。主成分である酸化第二鉄は見た目には赤い「土」ですが，土ではなく酸化鉄と石膏が80%近くを占め土の成分であるケイ酸やアルミナは殆ど含まれていません。石原産業は，産廃処分すべきものを「フェロシルト」という名前にして販売するようになる。三重県は，平成15年9月リサイクル製品として認定し，宣伝した。

【背景】

フェロシルト問題については、平成16年12月末に愛知県で施行現場からの流失問題が発生し，その後，住民からの苦情やNPO団体による放射線問題の指摘などにより，製造メーカーである石原産業(株)は，平成17年4月にフェロシルトの製造・販売を中止すると共に，三重県リサイクル製品利用推進条例にもとづく製品認定を取り下げた。しかしながら，その後，三重県等の調査で施行現場のフェロシルトから，土壤環境基準を超える六価クロム，及びフッ素が検出されたことから，住民の安心・安全を確保するうえで「フェロシルトにかかる六価クロム等の汚染原因の究明」及び「三重県リサイクル製品利用推進条例にもとづくフェロシルトの認定経緯の検証」が緊急課題となり，平成17年8月17日，学識経験者で構成する「フェロシルト問題検討委員会」が，県により設置された。以下，委員会の調査・検討結果は下記の通り

【フェロシルトの問題の主な経緯】

| NO | 経緯 | 経緯内容 |
|----|----------|--------------------------------------|
| 1 | 平成10年1月 | 石原産業(株)がフェロシルト生産開始 |
| 2 | 平成12年1月 | 石原産業(株)がフェロシルトを商標登録 |
| 3 | 平成13年8月 | フェロシルトの販売開始 |
| 4 | 平成15年3月 | 県は「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づき認定申請書を受理 |
| 5 | 平成16年12月 | 愛知県瀬戸市のフェロシルト流失事実発生，住民団体から放射線問題指摘される |
| 6 | 平成17年4月 | 石原産業(株)がフェロシルトの生産中止（4月末で販売も中止） |
| 7 | 平成17年6月 | 石原産業(株)が県へ認定の取り下げ願いを提出（県は同日付で受理） |
| 8 | 平成17年7月 | 県が施行現場（当時6箇所）の重金属等の調査結果を公表 |
| 9 | 平成17年8月 | 三重県フェロシルト問題検討委員会設置 |
| 10 | 平成17年10月 | 石原産業(株)がフェロシルトの不正製造等を公表 |
| 11 | 平成18年 | 石原産業(株)により埋め戻し作業始まる。直近情報はマスコミ報道の通り |

【フェロシルトの販売量】

石原産業(株)は，総量約72万トンを受知県，岐阜県，三重県等に販売。三重県内には約35万トンを販売亀山市にはその中で約13万トンが販売埋められた。

豊かな自然を我々の手で取り戻そう！！